

有価証券報告書

(証券取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成13年4月1日
(第11期) 至 平成14年3月31日

沖縄セルラー電話株式会社

沖縄県那覇市久茂地2丁目14番1号

(681096)

本文書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した有価証券報告書の記載事項を、P D F ファイルとして作成したものであります。

E D I N E T による提出書類は一部の例外を除きH T M L ファイルとして作成することとされており、当社ではワードプロセッサファイルの元データをH T M L ファイルに変換することにより提出書類を作成しております。

本文書はその変換直前のワードプロセッサファイルを元に作成されたものであります。

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	2
3. 事業の内容	3
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	8
1. 業績等の概要	8
2. 仕入及び営業の状況	15
3. 対処すべき課題	15
4. 経営上の重要な契約等	15
5. 研究開発活動	15
第3 設備の状況	16
1. 設備投資等の概要	16
2. 主要な設備の状況	16
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
(1) 株式の総数等	18
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(4) 所有者別状況	19
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	20
(7) ストックオプション制度の内容	20
2. 自己株式の取得等の状況	20
3. 配当政策	21
4. 株価の推移	21
5. 役員の状況	22
第5 経理の状況	28
財務諸表等	29
(1) 財務諸表	29
(2) 主な資産及び負債の内容	56
(3) その他	57
第6 提出会社の株式事務の概要	58
第7 提出会社の参考情報	59
第二部 提出会社の保証会社等の情報	60

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	沖縄総合事務局長
【提出日】	平成14年6月27日
【事業年度】	第11期（自平成13年4月1日至平成14年3月31日）
【会社名】	沖縄セルラー電話株式会社
【英訳名】	OKINAWA CELLULAR TELEPHONE COMPANY
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 親泊 一郎
【本店の所在の場所】	沖縄県那覇市久茂地2丁目14番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 佐川 信和
【最寄りの連絡場所】	沖縄県那覇市久茂地2丁目14番1号
【電話番号】	098(869)1001(代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 佐川 信和
【縦覧に供する場所】	日本証券業協会 (東京都中央区日本橋兜町7番2号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成10年3月	平成11年3月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月
営業収益(千円)	21,233,856	26,959,752	31,350,929	35,123,528	37,146,831
経常利益(千円)	1,191,561	1,571,040	217,630	2,550,811	2,049,006
当期純利益(千円)	689,696	867,639	126,819	1,468,156	1,188,679
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581	1,414,581
発行済株式総数(株)	13,671	13,671	68,355	68,355	68,355
純資産額(千円)	4,691,948	5,401,756	5,489,384	6,845,939	7,902,768
総資産額(千円)	17,798,057	21,966,167	23,667,609	26,678,746	24,772,825
1株当たり純資産額(円)	343,204.46	395,125.20	80,307.00	100,152.72	115,613.61
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	11,000.00 (2,500.00)	7,500.00 (2,500.00)	1,500.00 (750.00)	1,750.00 (750.00)	1,750.00 (750.00)
1株当たり当期純利益(円)	50,449.60	63,465.70	1,855.30	21,478.41	17,389.79
潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	26.4	24.6	23.2	25.7	31.9
自己資本利益率(%)	21.7	17.2	2.3	23.8	16.1
株価収益率(倍)	16.08	22.37	430.12	10.62	5.92
配当性向(%)	21.8	11.8	80.8	8.1	10.1
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	6,151,421	4,526,845	6,351,762
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	5,926,929	5,410,194	3,467,684
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	100,425	1,024,344	3,013,745
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	-	-	571,752	712,748	583,080
従業員数(人)	62	65	74	78	78

(注) 1. 上記の数値には、消費税及び地方消費税(以下消費税等)は含まれておりません。

2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので「最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移」については、記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株引受権付社債及び転換社債の発行がないため、記載しておりません。

4. 従業員数は、平成12年3月期より就業人員数を表示しております。

2【沿革】

平成2年10月に本土と沖縄の経済人が沖縄振興のために協力していくことを目的とした「沖縄懇話会」が発足し、その中で、携帯電話会社を設立する方針が明らかにされました。

このような背景のもとで、当社は沖縄地域において携帯・自動車電話サービスを行う会社として、KDDI株式会社（旧第二電電株式会社）をはじめ有力企業の出資により、平成3年6月1日に設立されました。

その後の経緯は以下の通りであります。

- 平成4年3月 第一種電気通信事業許可を郵政省から受ける。
- 平成4年4月 本店所在地を移転（那覇市久茂地）。
- 平成4年7月 セルラー電話サービス契約約款の認可を郵政省から受ける。
- 平成4年10月 携帯・自動車電話サービス開始。
- 平成6年4月 移動機売切り制の実施。
- 平成7年7月 本店所在地を現在地に移転。
- 平成8年11月 デジタル（PDC）方式のサービスを開始。
- 平成9年4月 日本証券業協会に株式を店頭登録。
- 平成10年7月 デジタル（CDMA）方式のサービスを開始。
- 平成11年5月 EZweb（イージーウェブ）サービスの開始。
- 平成11年11月 プリペイド式携帯電話サービスの開始。
- 平成12年1月 パケット通信サービスの開始。
- 平成12年4月 国際ローミングサービス（GLOBAL PASSPORT）の開始。
- 平成12年6月 第三世代携帯電話システム（IMT-2000）の認可を郵政省から受ける。
- 平成12年7月 携帯電話サービスのブランドau（エーユー）の開始。
- 平成12年9月 アナログ（TACS）方式のサービスを終了。

3【事業の内容】

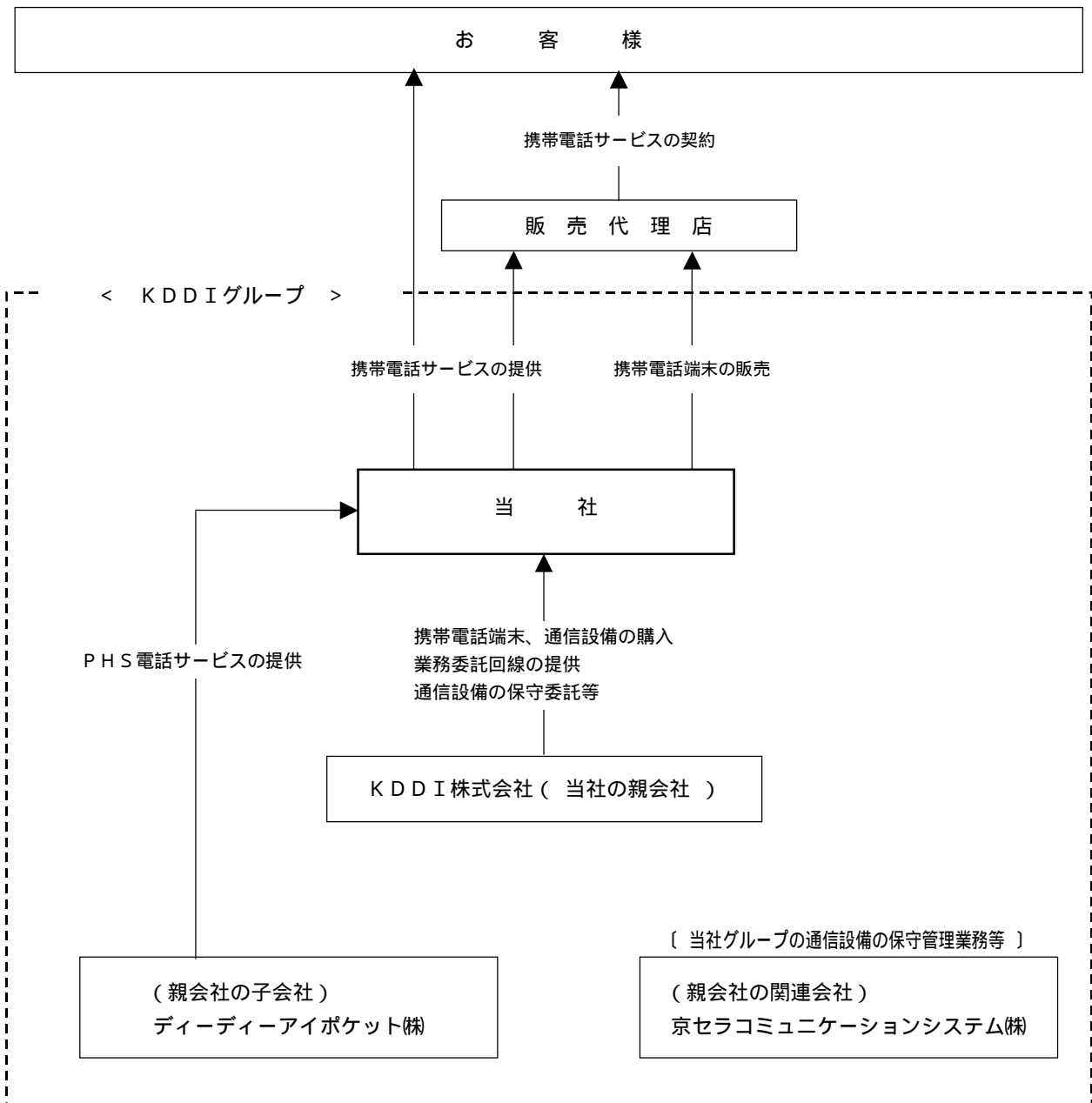
(1) 事業の内容

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び当社の親会社であるKDDI株式会社により構成されており、携帯電話サービスの提供を主たる業務としております。

当社は当社の親会社であるKDDI株式会社から、通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入を行っているほか業務委託回線の提供を受けており、当社のお客様であります携帯電話契約者に対しては、携帯電話サービスの提供を行っております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) その他

当社は自ら電気通信設備を設置して電気通信事業を行う第一種電気通信事業者であり、電気通信事業を行うにあたり電気通信事業法に基づく許可・認可等を受ける必要があります。また無線基地局、無線システムを用いた中継伝送路などの電気通信設備の設置にあたっては、電波法による無線局の免許等を受ける必要があります。その概要は以下のとおりです。

電気通信事業法

a. 第一種電気通信事業の許可（第9条）

第一種電気通信事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

b. 許可の欠格事由（第11条）

総務大臣は、前条（許可の基準）の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、第9条（第一種電気通信事業の許可）第1項の許可をしてはならない。

イ. この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ. 第19条（事業の許可の取消し）第1項の規定により許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

ハ. 法人又は団体であって、その役員のうち前2号の一に該当する者があるもの

c. 電気通信役務の種類等の変更（第14条）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務の種類及びその態様、業務区域又は電気通信設備の概要を変更しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

d. 業務の委託（第15条）

第一種電気通信事業者は、電気通信業務の一部の委託（当該委託を受けた者が自己又は第三者の設置する電気通信回線設備を用いてその委託された業務を行うものに限る。）をしようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

e. 事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併及び分割（第16条）

第一種電気通信事業の全部の譲渡し及び譲受けは、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。第一種電気通信事業者たる法人の合併及び分割（第一種電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

f. 事業の休止及び廃止並びに法人の解散（第18条）

第一種電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の許可を受けなければならない。

g. 事業の許可の取消し（第19条）

総務大臣は、第一種電気通信事業者が次の各号の一に該当するときは、第9条（第一種電気通信事業の許可）第1項の許可を取り消すことができる。

イ. 第12条（事業の開始の義務）第1項の規定により指定した期間（同条第3項の規定による延長があったときは、延長後の期間）内に事業を開始しないとき。

ロ. 前号に規定する場合のほか、第一種電気通信事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

ハ. 第11条（許可の欠格事由）第1号又は第3号に該当するに至ったとき。

h. 第一種電気通信事業者の料金（第31条）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金を定め、その実施の日の7日前までに総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

i. 契約約款の届出等（第31条の4）

第一種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件について契約約款を定め、その実施の日の7日前までに総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

j. 禁止行為等（第37条の2）

総務大臣は、第38条の3（第二種指定電気通信設備との接続）第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者について、当該第二種指定電気通信設備を用いる電気通信役務の提供の業務に係る最近一年間における収益の額の、当該電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内におけるすべての同種の電気通信役務の提供の業務に係る当該一年間における収益の額を合算した額に占める割合

が四分の一を超える場合において、当該割合の推移その他の事情を勘案して他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため必要があると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者を指定することができる。

k．第一種電気通信事業者の電気通信設備との接続（第38条）

第一種電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

イ．電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。

ロ．当該接続が当該第一種電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。

ハ．前2号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

l．第二種指定電気通信設備との接続（第38条の3）

総務大臣は、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の第一種電気通信事業者が設置するものであって、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されているすべての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が四分の一（前年度末及び前々年度末における割合の合計を二で除して計算。）を超えるもの及び当該第一種電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であって総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、実施の日の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第二種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者は、届出接続約款により他の電気通信事業者との間に第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

m．電気通信設備の接続に関する協定（第38条の4）

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）の接続に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。ただし、次項の規定により届け出た接続約款により当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、この限りでない。

第一種電気通信事業者は、当該第一種電気通信事業者の電気通信設備（第一種指定電気通信設備及び第二種指定電気通信設備を除く。）と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する当該第一種電気通信事業者が取得すべき金額及び接続の条件について接続約款を定め、又は変更しようとするときは、実施の日の7日前までに、総務大臣に届け出なければならない。

第一種電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た接続約款により他の電気通信事業者と電気通信設備の接続に関する協定を締結し、又は変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

n．電気通信設備の共用に関する協定（第39条の3）

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の第一種電気通信事業者又は特別第二種電気通信事業者と第一種指定電気通信設備の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備（第一種指定電気通信設備を除く。）の共用に関する協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。

電波法

a．無線局の開設（第4条）

無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

b．欠格事由（第5条第3項）

次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

- イ．この法律又は放送法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。
- ロ．無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ハ．電波法第27条の15第1項（第3号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者。
- ｃ．変更等の許可（第17条）
 - 免許人は、通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- ｄ．無線局の廃止（第22条）
 - 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ｅ．無線局の免許の取消等（第76条）
 - (a) 総務大臣は、免許人がこの法律、放送法若しくはこれらの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したときは、3か月以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。
 - (b) 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
 - イ．正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ロ．不正な手段により無線局の免許若しくは第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ハ．前項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ニ．免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
 - (c) 総務大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。
 - イ．第27条の5第1項第4号の期限（第27条の6第1項の規定による期限の延長があったときは、その期限）までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。
 - ロ．正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き6か月以上休止したとき。
 - ハ．不正な手段により包括免許若しくは第27条の8の許可を受け、又は第27条の9の規定による指定の変更を行わせたとき。
 - ニ．第1項の規定による命令又は制限に従わないとき。
 - ホ．包括免許人が第5条第3項第1号に該当するに至ったとき。
 - (d) 総務大臣は、第2項（第4号を除く。）及び前項（第5号を除く。）の規定により免許の取消しをしたときは、当該免許人であった者が受けている他の無線局の免許又は第27条の13第1項の開設計画の認定を取り消すことができる。

非対称規制の整備

平成13年6月22日に公布された「電気通信事業法等の一部を改正する法律」では、電気通信事業者の市場支配力に着目し、市場支配力の有無で個々の電気通信事業者への規制内容が決まる非対称規制を導入する措置が講じられました。

市場支配力を有する電気通信事業者には、反競争的行為を防止、除去するための規制が導入される一方で、市場支配力を有さない電気通信事業者に対しては、契約約款、接続協定の認可制等が一定の条件のもとで届出制に緩和される措置が講じられました。

また、これにともない、平成13年11月30日には、市場支配的な電気通信事業者の禁止される具体的な行為等を明確化した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」が、総務省と公正取引委員会の共同で策定されました。

なお、今回、こうした非対称規制は移動体通信事業分野にも導入され、当社の設備が第二種指定電気通信設備として指定を受け、接続約款の届出が義務づけられました。

4【関係会社の状況】

親会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業内容	議決権の被所有割合 (%)	関係内容
KDDI株式会社	東京都新宿区	141,851	ネットワーク&ソリューション事業 (国内、国際通信サービス、インターネットサービス)携帯電話事業 (携帯電話サービス、携帯電話端末販売等)	51.51	通信設備の購入及び携帯電話端末の仕入。 通信設備の保守等。 役員の兼任あり。

(注) KDDI株式会社は、有価証券報告書の提出会社であります。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成14年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
78	36.8	6.0	6,015,367

(注) 1. 従業員数は、就業人員であり、社外から当社への出向者を含み、役員及び兼務役員の13名を除いておりません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組織されておきませんが、労使関係は円満で、特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当期におけるわが国経済は、製造業を中心とした企業収益や設備投資が大幅に減少し、企業倒産と失業率は高い水準で推移するなど、国内景気は一層厳しさを増してまいりました。また、沖縄県の経済は米国における同時多発テロの発生を契機に主力の観光関連産業が大きく後退したほか、公共投資も低下しており県内景気は停滞を継続している状況にあります。

当社事業分野である携帯電話業界におきましては、全国の当期加入契約数は8,177千契約増加し、総契約数は69,120千契約となりました。そのうち沖縄県での加入契約数は82千契約増加し総契約数は649千契約となり県内の人口普及率は48%に達しました。また、各事業者は今後の成長が期待される第三世代携帯電話システム（IMT-2000）の商用サービスを一部開始するなど、新たな競争へと突入してまいりました。

このような情勢のもと当社では、ネットワークの高品質化を推進するとともに、利便性の高いサービスの提供を行い、一層の利用促進を図ったことに加え新たなお客様の獲得に努めてまいりました。また、創立10周年を迎え、沖縄県に根を張る企業として常に「沖縄のために」を考え地元ならではのサービスを積極的に導入いたしました。

当期の事業の状況といたしましては以下のとおりでありました。

設備投資につきましては、cdmaOneの離島エリアと本島市街地を中心に基地局を新設、加入者増加に伴う無線装置の増設をおこない、安定したネットワーク環境を拡充いたしました。これにより、当期中に完成し、事業の用に供した電気通信設備等の投資額は2,410,092千円となりました。

営業活動につきましては、携帯電話インターネットサービスの「ezweb（イージーウェブ）」において、開発が容易で汎用性が高いプログラミング言語「Java（米国 Sun Microsystems, Inc.が開発したプログラミング言語）」の技術をベースに作成されたアプリケーションを、携帯電話のメモリーにダウンロードして動作させることが可能な「ezplus（イージープラス）」の提供と、GPS信号による高精度の位置測定が可能な「gpsOne（ジーピーエスワン）」をベースとする位置情報サービス「eznavigation（イージーナビゲーション）」、国際標準の画像圧縮技術を採用した動画配信サービス「ezmovie（イージームービー）」、最新のインターネット技術をモバイル環境で活用することが可能な「WAP2.0（ワップ2.0）」を投入するなど、同業他社にない次世代サービスをいち早く提供し差別化を図るとともに、モバイル・マルチメディアの普及促進に取り組んでまいりました。

また、家族向けや年間契約による各種割引サービス料金の割引率を拡大したほか、サラリーマンを対象に電話料金に割安感を与えた沖縄独自のサービス「ゆいまーるパック」を提供するなど、新規加入者の獲得と解約の抑止ならびにさらなる利用促進に努めてまいりました。

なお、当社はcdmaOneサービスにおいて高い通話品質とサービス内容の充実が図られたことなどから、今後お客様の利便性向上をより推進する目的で、加入者が大幅に減少しているPDC方式の新規加入受付を当期末をもって終了いたしました。

これらの様々な施策を実施した結果、当期は25千契約増加し、総契約数は312千契約、県内における当社の加入者シェアは48.1%となりました。

以上の結果、当期の損益状況は、営業収益は電気通信事業営業収益で28,652,286千円（前年同期比10.2%増）、附帯事業営業収益で8,494,544千円（前年同期比7.0%減）、営業収益合計は37,146,831千円（前年同期比5.8%増）となりました。一方、経常利益につきましてはPDC方式の加入者減に伴う余剰設備の除却費を822,435千円計上したことなどにより2,049,006千円（前年同期比19.7%減）、当期純利益は1,188,679千円（前年同期比19.0%減）となりました。

なお、当期より携帯電話サービス間における相互接続通話において、発信側事業者及び着信側事業者がそれぞれの役務提供区間にユーザー料金を設定する従来の方法から、発信側事業者が発信地点から着信地点に至る全通話区間についての料金を設定する「エンドエンド料金制度」を導入しました。この変更により、従来と比べ音声伝送収入及び通信設備使用料がそれぞれ2,180,901千円増加しております。なお、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はございません。

(2) キャッシュ・フロー

当期における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、税引前当期純利益の減少および仕入債務の減少、有形固定資産の取得による支出等の要因により、前事業年度末に比べ129,668千円減少し、当事業年度末には583,080千円となりました。

また当期中における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当期において営業活動の結果得られた資金は、税引前当期純利益は減少したものの減価償却費や固定資産除却費等の非資金費用が増加したこと並びにたな卸資産が減少したこと等により、前事業年度と比較して1,824,916千円(前年同期比 40.3%増)増加し6,351,762千円となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当期における投資活動によるキャッシュ・フローは、効率的な設備投資を実施したことにより有形固定資産の取得による支出等が減少したため、前事業年度と比較して1,942,509千円（前年同期比 35.9%減）支出が減少して3,467,684千円の支出となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当期における財務活動によるキャッシュ・フローは、創出されたキャッシュ・フローを有利子負債の削減に充当したことにより、運転資金としての借入金金が3,000,000千円減少し、3,013,745千円の支出（前事業年度は1,024,344千円の収入）となりました。

(3) 電気通信回線設備

当社の第10期及び第11期における携帯電話サービスの開通回線数の状況は次のとおりであります。

なお、当社はこれらの開通回線のすべてにサービス提供可能な電気通信回線設備を設置しております。

サービス種別	第10期 (平成13年3月31日現在)	第11期 (平成14年3月31日現在)
携帯電話サービス(回線)	287,064	312,146

(4) 役務別損益明細状況

当期の役務別損益明細表及び音声伝送役務損益明細表は、次のとおりであります。

役務別損益明細表

役務の種類	営業収益(千円)	営業費用(千円)	営業利益(千円)
音声伝送	24,998,451	19,340,930	5,657,521
データ伝送	3,653,834	7,395,862	3,742,027
計	28,652,286	26,736,792	1,915,494

音声伝送役務損益明細表

役務の細目	営業収益(千円)	営業費用(千円)	営業利益(千円)
携帯電話	24,998,451	19,340,930	5,657,521
計	24,998,451	19,340,930	5,657,521

(注) 1. 役務別損益明細表及び音声伝送役務損益明細表は、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）第5条及び同附則第2項、第3項に基づき記載するものであります。

2. 音声伝送役務損益明細表は、役務別損益明細表のうち、音声伝送役務についての損益明細表であります。

専用役務損益明細

該当事項はありません。

(5) 料金

料金の改定

a. 料金の決定方式

第一種電気通信事業者のうち携帯電話事業者の電気通信料金の改定は、地方総合通信局（沖縄は沖縄総合通信事務所）への事前の届出により行います。

（参考） 上記に関する根拠法等

料金変更の届出（電気通信事業法第31条第1項）

料金の届出の範囲（電気通信事業法施行規則第19条）

b. 料金の変更を決定する場合の当社の方針

当社は、次の観点を重視して料金の変更を行っております。

- ・他事業者と競争可能な料金
- ・お客様への利益還元
- ・適正な利潤の確保（株主への還元及び自己資本の充実）

c. 料金変更に関する業務改善命令

総務大臣は、届け出た料金が利用者の利益を阻害していると認めるときは、第一種電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該料金を変更すべきことを命ずることができることとされております。

当社の料金体系

a. 契約時料金

契約事務手数料（円）
2,700

b. 基本使用料

種別	デジタル方式	
	P D C	C D M A
プランA（円）	4,400	4,600
プランB（円）	3,400	3,500
プランC（円）	2,200	-
プランD（円）	2,200（注2）	-
プランE（円）	-	4,000
コミコミコールスーパー（円）	-	13,500
コミコミコールジャンボ（円）	-	8,800
コミコミコールL（円）	5,600	5,800
コミコミコールS（円）	3,800	3,900
コミコミコールXS（円）	2,700（注2）	-

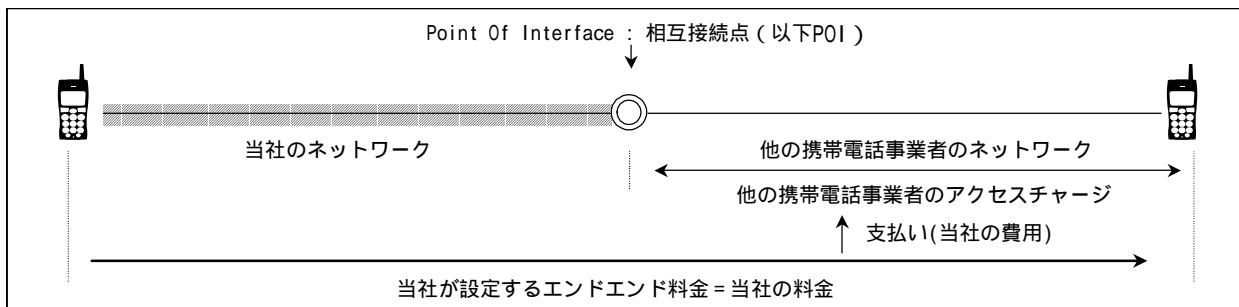
(注) 1. 上記料金は、平成14年3月31日現在における月額料金となっております。

2. プランD及びコミコミコールXSへご加入する場合は、1年間を契約期間の単位とする「年割」による提供となります。なお、記載した金額は加入初年度の月額基本料金となり、契約満了の際にお客様からの申し出がない限りは自動的に更新され、利用期間に応じて基本使用料は低減します。また、「年割」は、お申し込みまたは契約更新後1年以内に解除された場合は、契約解除料が発生します。

c. 通話料

(a) 携帯電話発信・携帯電話着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、他の携帯電話事業者の業務区域内の携帯電話に着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンド（発信地から着信地までをいう。以下同じ。）の通話料を当社の電話収入とし、当該他の携帯電話事業者に対してはネットワーク使用料として事業者間接続料金（以下、「アクセスチャージ」という。）を支払っております。



当社の営業区域内の携帯電話から発信し、他の携帯電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(プランAのエンドエンドの通話料金)

区分	通話料金額（次の秒数までごとに10円）				
	昼間	夜間		深夜・早朝	
		土・日・祝日	土・日・祝日		
当社内への通話					
auグループへの通話	18.5秒	32.5秒	29.0秒	32.5秒	45.0秒
		沖縄県内又は鹿児島県			
他社への通話	17.0秒	31.0秒	28.5秒	31.0秒	42.5秒

- (注) 1. 昼間：午前8時から午後7時までの間
 夜間：午後7時から午後11時までの間
 深夜・早朝：午後11時から午前8時までの間

2. 祝日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。

(プランBのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、プランAのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯についてはプランAのエンドエンドの通話料と同額。

(プランCのエンドエンドの通話料金)

プランAのエンドエンドの通話料金額を2.4倍した額。

(プランDのエンドエンドの通話料金)

プランAのエンドエンドの通話料金額を4倍した金額（ただし、あらかじめ登録した3件までの電話番号への通話はプランAのエンドエンドの通話料と同額）。

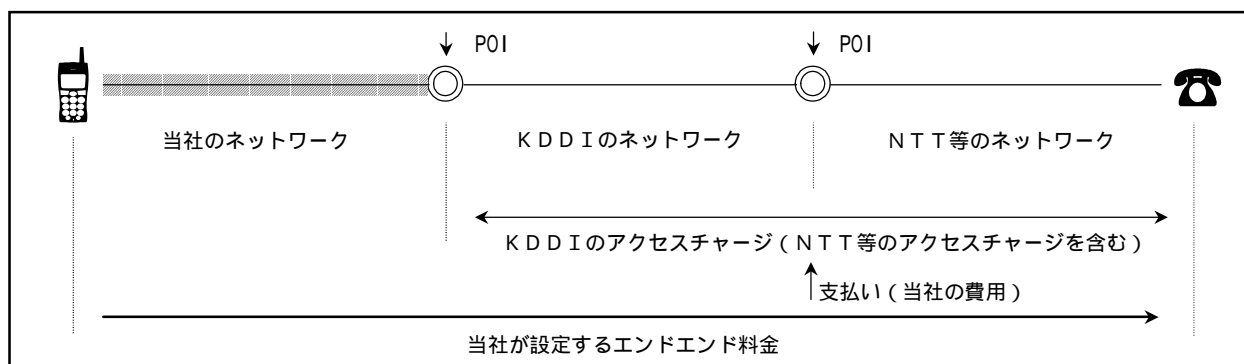
(プランEのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、プランAのエンドエンドの通話料金額の半額。平日の夜間については、プランAのエンドエンドの通話料金額を2.0倍した額。深夜・早朝及び土・日・祝日については、プランAのエンドエンドの通話料金額を3.0倍した額。

- (コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに15円 (ただし9,000円分の通話料は無料)。
- (コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに20円 (ただし4,000円分の通話料は無料)。
- (コミコミコールLのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに30円 (ただし3,000円分の通話料は無料)。
- (コミコミコールSのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに40円 (ただし1,400円分の通話料は無料)。
- (コミコミコールXSのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに50円 (ただし1,000円分の通話料は無料)。

(b) 携帯電話発信・東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社等 (以下「NTT等」という。) 加入電話着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、NTT等加入電話に着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、NTT等に対しては中継するKDDI分を含めてKDDIのネットワーク使用料としてアクセスチャージを支払っております。



当社の業務区域内の携帯電話から発信し、NTT等加入電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(プランAのエンドエンドの通話料金)

区分	通話料金額 (次の秒数までごとに10円)				
	昼間	夜間		深夜・早朝	
		土・日・祝日	土・日・祝日		
沖縄県内又は鹿児島県	24.0秒	36.5秒	32.5秒	36.5秒	50.0秒
その他の地域	21.5秒	32.5秒	29.0秒	32.5秒	45.0秒

(プランBのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、プランAのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯についてはプランAのエンドエンドの通話料と同額。

(プランCのエンドエンドの通話料金)

プランAのエンドエンドの通話料金額を2.4倍した額。

(プランDのエンドエンドの通話料金)

プランAのエンドエンドの通話料金額を4倍した額 (ただし、あらかじめ登録した3件までの電話番号への通話はプランAのエンドエンドの通話料と同額)。

(プランEのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、プランAのエンドエンドの通話料金額の半額。平日の夜間については、プランAのエンドエンドの通話料金額を2.0倍した額。深夜・早朝及び土・日・祝日については、プランAのエンドエンドの通話料金額を3.0倍した額。

(コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに15円(ただし9,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに20円(ただし4,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールLのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに30円(ただし3,000円分の通話料は無料)。

(コミコミコールSのエンドエンドの通話料金)

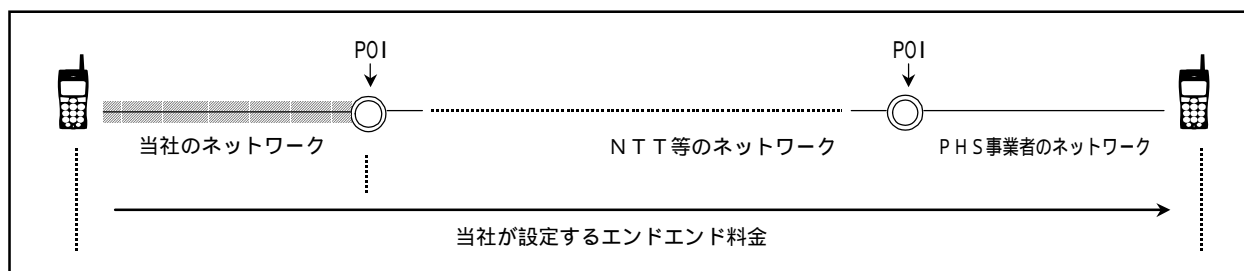
60秒までごとに40円(ただし1,400円分の通話料は無料)。

(コミコミコールXSのエンドエンドの通話料金)

60秒までごとに50円(ただし1,000円分の通話料は無料)。

(c) 携帯電話発信・PHS着信

当社の業務区域内の携帯電話から発信し、PHSに着信した場合の通話料については、当社が設定したエンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、PHS事業者等に対しては費用としてアクセスチャージを支払っております。



当社の営業区域内の携帯電話から発信し、PHSに着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(プランAのエンドエンドの通話料金)

区分	通話料金額(次の秒数までごとに10円)	
	昼間	土・日・祝日・夜間・深夜・早朝
全国一律	13.5秒	21.0秒

(プランBのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、プランAのエンドエンドの通話料金額を1.4倍した額。その他の時間帯についてはプランAのエンドエンドの通話料と同額。

(プランCのエンドエンドの通話料金)

プランAのエンドエンドの通話料金額を2.4倍した額。

(プランDのエンドエンドの通話料金)

プランAのエンドエンドの通話料金額を4倍した額(ただし、あらかじめ登録した3件までの電話番号への通話はプランAのエンドエンドの通話料と同額)。

(プランEのエンドエンドの通話料金)

平日の昼間については、プランAのエンドエンドの通話料金額の半額。平日の夜間については、プランAのエンドエンドの通話料金額を2.0倍した額。深夜・早朝及び土・日・祝日については、プランAのエンドエンドの通話料金額を3.0倍した額。

(コミコミコールスーパーのエンドエンドの通話料金)

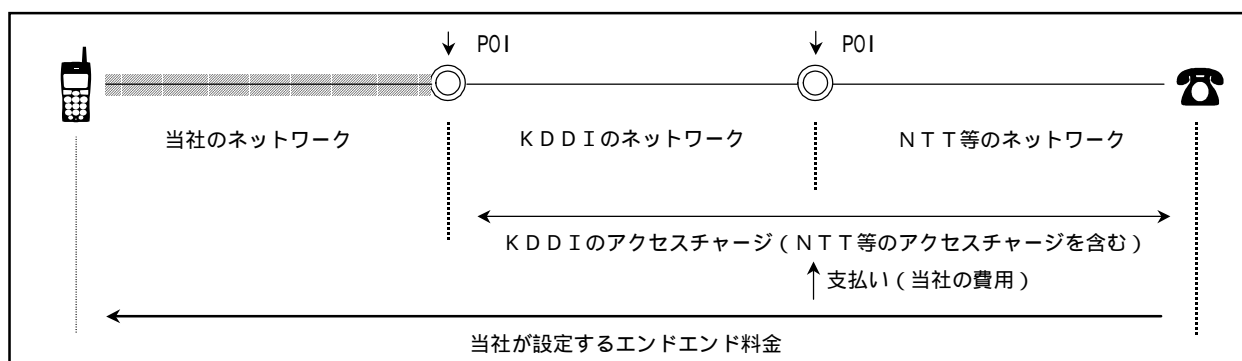
60秒までごとに15円(ただし9,000円分の通話料は無料)。

- (コミコミコールジャンボのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに20円 (ただし4,000円分の通話料は無料)。
- (コミコミコールLのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに30円 (ただし3,000円分の通話料は無料)。
- (コミコミコールSのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに40円 (ただし1,400円分の通話料は無料)。
- (コミコミコールXSのエンドエンドの通話料金)
60秒までごとに50円 (ただし1,000円分の通話料は無料)。

(d) NTT等加入電話発信・携帯電話着信

NTT等加入電話から発信し、当社の業務区域内の携帯電話に着信した場合の通話料については、エンドエンドの通話料を当社の電話収入とし、NTT等に対しては中継するKDDI分に含めてKDDIのネットワーク使用料としてアクセスチャージを支払っております。

なお、顧客からのエンドエンドの通話料の回収は発信側が行うため、この場合は、NTT等が料金の回収を行ない、事業者間の精算行為により当社は債権回収を行っております。



NTT等加入電話から発信し、当社の業務区域内の携帯電話に着信した場合のエンドエンドの通話料は次のとおりです。

(NTT等加入電話からのエンドエンドの通話料金)

区分	通話料金額 (次の秒数までごとに10円)		
	昼間・夜間	深夜・早朝	
		土・日・祝日	
全国一律	12.0秒	20.0秒	30.0秒

d. 「ezweb」に関する料金

「ezweb」利用にあたっては、メッセージサービスの契約が必要となります。

(a) メッセージサービス基本使用料 300円/月

(b) 通信料

- ・cdmaOne方式については、パケット通信料 0.27円/パケット (=128バイト)
- ・PDC方式については、接続時間に応じて5円/分 (最初の1分は1円)

(注) cdmaOne方式の特定のプラン (マルチコース) において午前1時から午後5時までの間のインターネットの通信料は、100パケットまでの通信料は1パケットあたり0.2円、100パケットを超える分の通信料は1パケットあたり0.1円となります。

2【仕入及び営業の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績は、次のとおりであります。

品種別	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	前年同期比(%)
携帯電話端末機器及び付属品 (千円)	7,355,890	23.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 営業実績

当事業年度の営業実績は、次のとおりであります。

事業部門	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	前年同期比(%)
電気通信事業(千円)		
音声伝送(千円)	24,998,451	1.4
データ伝送(千円)	3,653,834	173.4
計(千円)	28,652,286	10.2
附帯事業(千円)	8,494,544	7.0
合計(千円)	37,146,831	5.8

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

我が国の各移動体通信事業者は、第三世代携帯電話サービスによる新たな競争局面を迎えるなか、事業者間の競争は激しさを増す一方、ユーザーニーズの変化への対応や料金の低廉化など経営環境は厳しいものになると予想しております。

このような中、当社は「CDMA2000 1x(シーディーエムエー2000 1エックス)」による最大144kbpsの高速データ通信が可能な第三世代携帯電話サービスを本年4月1日より県内主要都市で開始いたしました。これに伴い高性能カメラを内蔵したGPS携帯電話端末をはじめ、CDMA2000 1xに対応した携帯電話端末の発売や、使用エリアの拡大を順次進めてまいります。また、国際ローミングサービス「GLOBAL PASSPORT(グローバルパスポート)」を本年4月24日に北京・上海に拡大しましたが、引き続き同サービスの使用エリアを拡大し更なる利便性の向上を図ってまいります。

当社といたしましては、KDDIグループで既に全国展開しているcdmaOneのネットワークを最大限に活かしつつ、同システムに経営資源を集中し効率的な設備投資を行うことにより、財務体質を強化するとともに、経営全般にわたる経費の削減と更なる業務の合理化に努め、企業収益の確保と競争力のある経営体質を築き、電気通信事業を通じて真に社会に貢献できる企業を目指し、全社を挙げて取り組んでまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社では、cdmaOne方式によるサービスの拡充、通話品質の向上及び安定したネットワークの環境構築を図るため、離島エリアと本島市街地を中心に無線基地局及び交換設備等の新增設をおこないました。

その結果、当事業年度中に完成し、事業の用に供した電気通信設備等の投資額は2,410,092千円となりました。

また、加入者の減少傾向にあるPDC方式につきましては、余剰設備としての除却費を822,435千円計上しております。

2【主要な設備の状況】

平成14年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額									従業員数 (人)	
		機械設備 (千円)	空中線設 備(千円)	市外線路 設備 (千円)	土木設備 (千円)	建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具器具 及び備品 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)		合計 (千円)
本社 (沖縄県那覇市)	事務用機器等	1,545	-	-	-	26,010	-	-	35,131	-	62,687	73
交換局 (沖縄県那覇市)	電気通信設備	4,370,433	11,245	6,972	46,362	52,760	242	41	5,372	-	4,493,430	5
無線基地局 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備	5,834,996	3,007,348	339	-	1,515,263	361,763	39	1,042	388,268 (13,381㎡)	11,109,062	-
その他 (沖縄県那覇市他)	電気通信設備等	173,477	-	-	-	141,231	-	-	10,741	-	325,450	-

(注) 1. 帳簿価額の金額には、建設仮勘定は含んでおりません。

2. その他の主なものは、当社以外のKDDIグループに設置しております共用設備及び当社の販売代理店等に係るものであります。

3. リース契約による主な賃借設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
顧客管理システム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	4～5	17,421	39,800
FAX受付システム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	20,004	29,195
CTIシステム (所有権移転外ファイナンス・リース)	一式	5	11,637	33,121

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、今後の既存サービスエリアの需要予測、通話品質・サービスの信頼性の向上及び投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当事業年度末現在における重要な設備の新設、除却は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	完了予定年月
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		
基地局設備 (沖縄県那覇市他)	C D M A 2000 1xサービス開始及び需要増に伴う基地局設備の新増設等	2,100,000	274,744	自己資金及び借入金	平成14年度中
交換局設備 (沖縄県那覇市)	C D M A 2000 1xサービス開始及び需要増に伴う交換局設備の新増設等	700,000	128,597	自己資金及び借入金	平成14年度中
その他の電気通信設備 (沖縄県那覇市他)	需要増に伴うその他の電気通信設備の増設等	200,000	-	自己資金及び借入金	平成14年度中

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

事業所名 (所在地)	設備の内容	計画額 (千円)	除却予定年月
無線基地局及び交換局 (沖縄県那覇市他)	P D C 方式の設備	740,000	平成14年度中

(注) 上記の金額は、平成14年3月末日の帳簿価額により算定しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	250,000
計	250,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 （株） （平成14年3月31日）	提出日現在発行数 （株） （平成14年6月27日）	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	68,355	同左	日本証券業協会	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	68,355	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成9年4月15日 （注1）	1,750	13,671	818,125	1,414,581	1,614,535	1,614,991
平成11年7月31日 （注2）	54,684	68,355	-	1,414,581	-	1,614,991

（注）1．有償一般募集

入札による募集

発行株式数 875株
 1株の発行価格 935,000円
 1株の資本組入額 467,500円
 払込金額総額 1,268,910千円

入札によらない募集

発行株式数 875株
 1株の発行価格 1,330,000円
 1株の資本組入額 467,500円
 払込金額総額 1,163,750千円

2．平成11年7月31日付をもって、50,000円額面株式1株を10,000円額面株式5株に分割しております。

(4) 【所有者別状況】

平成14年3月31日現在

区分	株式の状況								端株の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	1	13	9	62	34	8	3,445	3,564	-
所有株式数(株)	2	5,738	173	45,363	4,572	59	12,507	68,355	-
所有株式数の割合(%)	0.00	8.40	0.25	66.36	6.69	0.09	18.30	100	-

(注) 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が26株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成14年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
KDDI株式会社	東京都新宿区西新宿2丁目3番2号	35,215	51.51
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号	1,180	1.73
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号	1,180	1.73
オリオンビール株式会社	沖縄県浦添市城間1985番地1号	1,180	1.73
沖縄電力株式会社	沖縄県浦添市牧港5丁目2番1号	1,180	1.73
琉球放送株式会社	沖縄県那覇市久茂地2丁目3番1号	1,180	1.73
株式会社金秀本社	沖縄県那覇市旭町27番地	800	1.17
モルガン・ミニーズ・リミテッド レンディング・ジェネラル ライアンツ・アカウント (常任代理人 株式会社東京三菱銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	740	1.08
ベイリー・ギフォード・シンニッ ポン・ビー・エルシー (常任代理人 株式会社富士銀行 兜町カストディ業務室)	東京都中央区日本橋兜町6丁目7号	612	0.89
クレディア・アグリコル・インドス エズル・クセンブルグ (常任代理人 株式会社東京三菱銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	600	0.87
計	-	43,867	64.17

(注) 株式会社富士銀行は平成14年4月1日をもって、株式会社日本興業銀行及び株式会社第一勧業銀行と分割・合併し、株式会社みずほコーポレート銀行となりました。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成14年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,355	68,355	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	-	-	-
発行済株式総数	68,355	-	-
総株主の議決権	-	68,355	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が26株(議決権の数26個)含まれております。

【自己株式等】

平成14年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議による自己株式の買受け等、子会社からの自己株式の買受け等又は再評価差額金による消却のための自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要事項の一つと認識しており、今後の事業展開に備えるための内部留保や財務体質の強化を勘案しつつ、株主資本利益率の向上に努めるとともに、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、電気通信事業の公共性に鑑み、ネットワークの安全性・信頼性向上のための設備投資や、競争力を強化するための新サービス・新技術の開発に活用し将来の業績の向上を通じ、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

なお、当期の期末配当金につきましては、当初、従来の配当金と同様に1株当たり750円の配当実施を予定しておりましたが、平成14年3月期の業績において、目標達成に向け全社を挙げて企業努力に傾注した結果、経常利益、当期純利益とも目標を達成することができましたので、株主の皆様のご支援にお応えすべく普通配当1株当たり1,000円の配当とし、すでに1株当たり750円の間配当を行っておりますので、年間配当金は1株当たり1,750円となりました。

(注) 当期の間配当に関する取締役会決議日 平成13年11月8日

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成10年3月	平成11年3月	平成12年3月	平成13年3月	平成14年3月
最高(円)	2,180,000	1,480,000	3,570,000 1,150,000	780,000	275,000
最低(円)	700,000	620,000	700,000 385,000	199,000	78,600

(注) 1. 最高・最低株価は日本証券業協会におけるものであります。

2. 印は株式分割(額面変更)後の株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成13年10月	11月	12月	平成14年1月	2月	3月
最高(円)	143,000	134,000	132,000	117,000	98,000	118,000
最低(円)	121,000	120,000	115,000	96,000	78,600	79,000

(注) 最高・最低株価は日本証券業協会におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役相談役	-	稲盛 和夫	昭和7年1月30日生	昭和34年4月 京都セラミック株式会社 (現 京セラ株式会社) 設立、同社取締役 昭和41年5月 同社代表取締役社長 昭和59年6月 第二電電企画株式会社 (現 KDDI株式会 社)設立、代表取締役会 長 昭和60年6月 京セラ株式会社代表取締 役会長兼社長 昭和61年10月 同社代表取締役会長 昭和62年12月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)代表 取締役会長兼社長 昭和63年2月 関西セルラー電話株式会 社(現 KDDI株式会 社)代表取締役会長 平成元年6月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)代表 取締役会長 平成3年6月 当社取締役相談役(現在 に至る) 平成4年6月 京セラ株式会社取締役会 長 平成9年6月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)取締 役名誉会長 京セラ株式会社取締役名 誉会長(現在に至る) 平成12年11月 株式会社エーユー(現 KDDI株式会社)取締 役名誉会長 平成13年6月 KDDI株式会社最高顧 問(現在に至る)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)	-	小野寺 正	昭和23年2月3日生	昭和45年4月 日本電信電話公社(現 日本電信電話株式会社) 入社 昭和59年11月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)入社 平成元年6月 同社取締役 平成7年6月 当社取締役 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)常務 取締役 平成9年6月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)代表 取締役副社長 平成10年6月 北海道セルラー電話株式 会社及び東北セルラー電 話株式会社(現 KDD I株式会社)の代表取締 役会長 平成12年6月 九州セルラー電話株式 会社及び中国セルラー電 話株式会社(現 KDDI 株式会社)の代表取締 役会長 平成12年11月 株式会社エーユー(現 KDDI株式会社)取締 役 平成13年6月 当社代表取締役会長(現 在に至る) 株式会社エーユー(現 KDDI株式会社)代表 取締役会長 KDDI株式会社代表取 締役社長(現在に至る)	-
取締役社長 (代表取締役)	-	親泊 一郎	昭和7年1月1日生	昭和30年4月 株式会社琉球新報社入社 昭和49年5月 同社取締役 昭和58年5月 同社常務取締役 昭和63年6月 同社代表取締役社長 平成8年6月 同社取締役会長 平成10年6月 当社代表取締役社長(現 在に至る)	37

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役副社長 (代表取締役)	-	佐川 信和	昭和17年2月21日生	昭和41年3月 京セラ株式会社入社 平成3年6月 同社取締役 平成4年4月 同社取締役総合技術本部 総合企画部長 平成6年5月 同社取締役自動車部品事 業部長 平成10年6月 同社取締役有機材料部品 事業本部本部長 平成11年10月 同社取締役ファインセラ ミック事業本部副本部長 平成12年6月 当社代表取締役副社長 (現在に至る)	13
取締役	法人営業部長	嵩元 盛兼	昭和30年4月25日生	昭和56年4月 琉球石油株式会社(現 株式会社りゅうせき)入 社 平成3年6月 当社営業部長 平成6年6月 当社取締役営業部長 平成12年9月 当社取締役管理部長 平成14年6月 当社取締役法人営業部長 (現在に至る)	5
取締役	代理店営業部 長	乙須 栄蔵	昭和16年7月15日生	昭和44年10月 京セラ株式会社入社 平成6年8月 同社川内工場工場長 平成10年6月 当社取締役管理部長 平成12年9月 当社取締役営業部長 平成14年6月 当社取締役代理店営業部 長(現在に至る)	17
取締役	-	崎間 晃	昭和7年10月13日生	昭和29年4月 株式会社琉球銀行入行 昭和56年6月 同行専務取締役 昭和58年6月 同行代表取締役専務 昭和60年6月 同行代表取締役頭取 平成3年6月 当社取締役(現在に至 る) 平成5年6月 株式会社琉球銀行代表取 締役会長 平成11年5月 同行取締役相談役 平成11年6月 同行相談役 平成13年12月 同行顧問(現在に至る)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	-	小禄 邦男	昭和10年9月20日生	昭和35年3月 琉球放送株式会社入社 昭和50年5月 同社取締役 昭和53年10月 同社常務取締役 昭和57年2月 同社専務取締役 昭和57年5月 同社代表取締役社長 平成3年6月 当社取締役(現在に至る) 平成9年6月 琉球放送株式会社代表取締役会長(現在に至る)	-
取締役	-	知念 榮治	昭和14年5月10日生	昭和37年6月 琉球石油株式会社(現株式会社りゅうせき)入社 昭和61年6月 同社常務取締役 昭和63年6月 同社専務取締役 平成4年6月 同社取締役副社長 平成5年6月 同社代表取締役社長 平成11年6月 当社取締役(現在に至る) 株式会社りゅうせき代表取締役会長(現在に至る)	-
取締役	-	高橋 優	昭和19年9月30日生	昭和45年4月 京セラ株式会社入社 昭和61年11月 同社川内工場工場長 平成元年2月 第二電電株式会社(現KDDI株式会社)入社 平成元年4月 四国セルラー電話株式会社(現KDDI株式会社)取締役企画総務部長 平成3年6月 当社専務取締役 平成10年6月 当社代表取締役副社長 平成12年6月 当社取締役(現在に至る) 関西セルラー電話株式会社(現KDDI株式会社)専務取締役 平成12年11月 株式会社エーユー(現KDDI株式会社)専務取締役 平成13年10月 KDDI株式会社執行役員常務(現在に至る)	16

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役	-	起橋 俊男	昭和17年5月30日生	<p>平成4年4月 日本開発銀行審査部長</p> <p>平成6年7月 日本移动通信株式会社 (現 KDDI 株式会社) 営業企画部長</p> <p>平成7年6月 同社取締役</p> <p>平成11年6月 同社常務取締役</p> <p>平成12年6月 同社専務取締役</p> <p>平成12年10月 株式会社ディーディーアイ (現 KDDI 株式会社) 常務取締役</p> <p>平成13年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>株式会社エーユー (現 KDDI 株式会社) 代表取締役社長</p> <p>KDDI 株式会社執行役員専務 (現在に至る)</p>	-
取締役	-	中野 伸彦	昭和20年10月12日生	<p>昭和48年3月 京都セラミック株式会社 (現 京セラ株式会社) 入社</p> <p>昭和63年5月 同社ソーラーエネルギー事業部太陽電池営業統括責任者兼多結晶研究統括責任者</p> <p>平成元年4月 第二電電株式会社 (現 KDDI 株式会社) 入社</p> <p>平成7年6月 同社取締役</p> <p>平成9年6月 同社常務取締役</p> <p>平成12年11月 株式会社エーユー (現 KDDI 株式会社) 専務取締役</p> <p>平成13年6月 当社取締役 (現在に至る)</p> <p>株式会社エーユー (現 KDDI 株式会社) 取締役</p> <p>KDDI 株式会社執行役員常務 (現在に至る)</p>	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	古里 功一	昭和20年7月2日生	昭和45年3月 京都セラミック株式会社 (現 京セラ株式会社) 入社 平成5年6月 同社国分工場経営管理2 課責任者 平成9年5月 第二電電株式会社(現 KDDI株式会社)移動 体通信本部長 平成9年6月 当社常勤監査役(現在に 至る)	11
監査役	-	嶺井 政治	大正11年11月25日生	昭和41年12月 琉球政府総務局行政部長 昭和46年7月 沖縄放送協会専務理事 昭和51年8月 日本放送協会沖縄放送局 局長 昭和54年2月 沖縄県総務部長 昭和59年10月 沖縄県副知事 昭和62年6月 沖縄電力株式会社代表取 締役専務 昭和63年10月 同社代表取締役副社長 平成元年6月 同社代表取締役社長 平成3年6月 当社監査役(現在に至 る) 平成7年6月 沖縄電力株式会社代表取 締役会長 平成13年6月 同社相談役(現在に至 る)	-
監査役	-	新崎 盛善	昭和8年8月17日生	昭和33年7月 株式会社沖縄銀行入行 昭和59年6月 同行常務取締役 昭和63年6月 同行専務取締役 平成4年6月 同行代表取締役専務 平成5年4月 同行代表取締役頭取 平成5年6月 当社監査役(現在に至 る) 平成10年6月 株式会社沖縄銀行代表取 締役会長 平成12年6月 同行取締役会長(現在に 至る)	-
計					99

(注) 常勤監査役古里功一、監査役嶺井政治及び新崎盛善は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「電気通信事業会計規則」（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

なお、第10期事業年度（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）は、改正前の「電気通信事業会計規則」に基づき、第11期事業年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）は、改正後の「電気通信事業会計規則」に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第10期事業年度（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）及び第11期事業年度（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	第10期 (平成13年3月31日現在)		第11期 (平成14年3月31日現在)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
固定資産						
A 電気通信事業固定資産						
(1)有形固定資産						
1.機械設備		22,636,807		20,756,898		
減価償却累計額		10,284,025	12,352,781	10,376,445	10,380,452	
2.空中線設備		4,374,454		4,565,547		
減価償却累計額		1,333,634	3,040,819	1,546,953	3,018,594	
3.市外線路設備		32,626		32,961		
減価償却累計額		23,754	8,871	25,649	7,312	
4.土木設備		70,235		70,627		
減価償却累計額		22,254	47,980	24,264	46,362	
5.建物		2,059,185		2,230,018		
減価償却累計額		395,650	1,663,534	494,752	1,735,265	
6.構築物		552,301		598,558		
減価償却累計額		198,734	353,566	236,552	362,005	
7.機械及び装置		811		811		
減価償却累計額		684	126	729	81	
8.工具、器具及び備品		157,920		170,635		
減価償却累計額		106,392	51,527	118,347	52,287	
9.土地			388,268		388,268	
10.建設仮勘定			342,324		1,182,474	
有形固定資産合計			18,249,801	68.4	17,173,105	69.3

区分	注記 番号	第10期 (平成13年3月31日現在)		第11期 (平成14年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(2) 無形固定資産					
1. 施設利用権		175,518		163,074	
2. ソフトウェア		192,217		192,941	
3. 借地権		2,000		2,000	
4. 電話加入権		14,990		15,022	
無形固定資産合計		384,727	1.4	373,038	1.5
電気通信事業固定資産 合計		18,634,529	69.8	17,546,144	70.8
B 附帯事業固定資産					
無形固定資産		11,006		6,068	
附帯事業固定資産合計		11,006	0.0	6,068	0.0
C 投資等					
1. 投資有価証券		103,937		99,694	
2. 長期前払費用		212,473		221,798	
3. 繰延税金資産		103,913		496,298	
4. 敷金・保証金		179,519		201,808	
5. その他の投資等		61,746		67,106	
貸倒引当金		58,677		70,266	
投資等合計		602,913	2.3	1,016,439	4.1
固定資産合計		19,248,449	72.1	18,568,652	74.9
流動資産					
1. 現金及び預金		712,748		583,080	
2. 売掛金		3,663,348		3,454,274	
3. 未収入金		1,137,216		817,060	
4. 貯蔵品		1,846,996		1,063,416	
5. 前払費用		114,046		111,015	
6. 繰延税金資産		98,716		255,246	
7. その他の流動資産		503		28,956	
貸倒引当金		143,279		108,876	
流動資産合計		7,430,296	27.9	6,204,172	25.1
資産合計		26,678,746	100.0	24,772,825	100.0

区分	注記 番号	第10期 (平成13年3月31日現在)		第11期 (平成14年3月31日現在)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
固定負債					
1. 長期借入金		3,896,732		4,893,813	
2. 退職給付引当金		61,975		80,911	
固定負債合計		3,958,707	14.8	4,974,724	20.1
流動負債					
1. 1年以内に期限到来の 固定負債		4,791,816		3,900,629	
2. 買掛金	2	2,305,916		1,267,436	
3. 短期借入金	2	4,500,000		1,500,000	
4. 未払金	2	4,013,765		3,725,117	
5. 未払費用		133,949		126,815	
6. 未払法人税等		-		1,211,700	
7. 前受金		29,561		36,599	
8. 預り金		46,090		65,275	
9. 賞与引当金		53,000		61,760	
流動負債合計		15,874,100	59.5	11,895,333	48.0
負債合計		19,832,807	74.3	16,870,057	68.1
(資本の部)					
資本金	1	1,414,581	5.3	1,414,581	5.7
資本準備金		1,614,991	6.1	1,614,991	6.5
利益準備金		56,617	0.2	64,425	0.3
その他の剰余金					
1. 任意積立金					
別途積立金		2,149,000		3,560,000	
2. 当期末処分利益		1,610,749		1,251,269	
その他の剰余金合計		3,759,749	14.1	4,811,269	19.4
その他有価証券評価差額 金		-	-	2,499	0.0
資本合計		6,845,939	25.7	7,902,768	31.9
負債・資本合計		26,678,746	100.0	24,772,825	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)		第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)			
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
経常損益の部 (営業損益の部)							
電気通信事業営業損益							
(1) 営業収益							
1. 音声伝送収入		24,656,640			24,998,451		
2. データ伝送収入		1,336,289	25,992,929	74.0	3,653,834	28,652,286	77.1
(2) 営業費用							
1. 営業費		14,074,207			14,249,606		
2. 施設保全費		1,520,671			1,623,965		
3. 管理費		882,232			943,590		
4. 減価償却費		3,092,202			3,367,085		
5. 固定資産除却費		197,516			844,118		
6. 通信設備使用料		3,660,271			5,361,288		
7. 租税公課		359,126	23,786,230	67.7	347,138	26,736,792	71.9
電気通信事業営業利益			2,206,699	6.3		1,915,494	5.2
附帯事業営業損益							
(1) 営業収益			9,130,598	26.0		8,494,544	22.9
(2) 営業費用	1		8,626,642	24.6		8,267,754	22.3
附帯事業営業利益			503,955	1.4		226,790	0.6
営業利益			2,710,655	7.7		2,142,284	5.8

区分	注記 番号	第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)		第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)			
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
(営業外損益の部)							
営業外収益							
1. 受取利息		725			329		
2. 受取配当金		1,571			1,827		
3. 投資有価証券売却益		1,520			-		
4. 受取手数料		72,374			45,008		
5. 賃貸収入		26,631			30,263		
6. 受取補償料		-			15,000		
7. 雑収入		5,043	107,867	0.3	28,643	121,072	0.3
営業外費用							
1. 支払利息		263,311			214,349		
2. 雑支出		4,400	267,711	0.7	-	214,349	0.6
経常利益							
			2,550,811	7.3		2,049,006	5.5
特別損益の部							
特別損失							
退職給付会計基準変更時差異			51,192	0.2		-	-
税引前当期純利益							
			2,499,619	7.1		2,049,006	5.5
法人税等		399,479			1,407,497		
法人税等調整額		631,983	1,031,462	2.9	547,170	860,327	2.3
当期純利益							
			1,468,156	4.2		1,188,679	3.2
前期繰越利益							
			198,985			113,856	
中間配当額							
			51,266			51,266	
中間配当に伴う利益準備金積立額							
			5,126			-	
当期末処分利益							
			1,610,749			1,251,269	

(注) 百分比は電気通信事業営業収益と附帯事業営業収益の合計を100%として算出しております。

電気通信事業営業費用明細表

科目	第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)			第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)		
	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計(千円)	事業費 (千円)	管理費 (千円)	計(千円)
人件費	443,188	150,882	594,070	486,743	179,728	666,471
経費	14,882,464	731,349	15,613,814	15,137,058	763,134	15,900,192
消耗品費	100,147	13,749	113,897	71,979	14,186	86,166
借料・損料	820,965	18,553	839,519	1,009,199	41,854	1,051,054
保険料	15,484	2,217	17,701	14,709	1,543	16,252
光熱水道費	420,090	684	420,775	453,726	783	454,510
修繕費	91,695	465	92,160	44,535	332	44,868
旅費交通費	38,074	17,409	55,483	31,086	16,379	47,465
通信運搬費	390,810	9,489	400,300	431,574	7,400	438,975
広告宣伝費	1,328,259	4,246	1,332,505	1,187,781	5,706	1,193,487
交際費	6,185	5,066	11,251	6,596	4,985	11,581
厚生費	9,409	3,123	12,533	6,521	3,365	9,886
作業委託費	1,328,875	42,973	1,371,849	1,587,046	41,083	1,628,130
雑費	10,332,465	613,369	10,945,835	10,292,299	625,512	10,917,812
業務委託費	122,045	-	122,045	145,611	-	145,611
貸倒損失	147,181	-	147,181	104,159	727	104,886
小計	15,594,879	882,232	16,477,112	15,873,571	943,590	16,817,162
減価償却費			3,092,202			3,367,085
固定資産除却費			197,516			844,118
通信設備使用料			3,660,271			5,361,288
租税公課			359,126			347,138
合計			23,786,230			26,736,792

(注) 1. 事業費には営業費、施設保全費が含まれております。

2. 人件費には、賞与引当金繰入額第10期50,956千円、第11期59,379千円が含まれております。

3. 貸倒損失には、貸倒引当金繰入額第10期180,116千円、第11期128,989千円及び償却済債権回収額第10期30,878千円、第11期28,931千円が含まれております。

4. 作業委託費には、当社が行う業務を他の者に委託した対価のうち、業務委託費に含まれるものを除いて計上しております。

5. 雑費には、販売手数料が含まれております。

6. 業務委託費には、電気通信役務提供に係わる業務を他の者に委託した対価を計上しており、通信設備の保守費等が含まれております。

【キャッシュ・フロー計算書】

		第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		2,499,619	2,049,006
減価償却費		3,097,185	3,372,023
貸倒引当金の増減額 (減少:)		28,558	22,813
退職給付引当金の増減額 (減少:)		61,975	18,936
賞与引当金の増減額 (減少:)		7,000	8,760
固定資産除却費		228,968	838,767
その他投資等評価損		4,400	-
投資有価証券売却益		1,520	-
受取利息及び受取配当金		2,297	2,156
支払利息		263,311	214,349
売上債権の増減額(増加:)		562,256	209,073
たな卸資産の増減額 (増加:)		1,151,659	783,579
仕入債務の増減額(減少:)		1,409,255	1,038,480
役員賞与の支払額		9,070	9,730
その他増減額		182,584	336,592
小計		5,690,885	6,757,910
利息及び配当金の受取額		2,297	2,156
利息の支払額		260,412	212,506
法人税等の支払額		905,924	195,797
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,526,845	6,351,762

		第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロー			
有形固定資産の売却に による収入		186	3,313
有形固定資産の取得に による支出		5,217,322	3,343,987
無形固定資産の取得に による支出		119,316	87,940
投資有価証券の売却に による収入		1,720	50,000
投資有価証券の取得に による支出		1,200	50,000
その他投資の取得によ る支出		74,261	39,069
投資活動によるキャッ シュ・フロー		5,410,194	3,467,684
財務活動による キャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額		1,500,000	3,000,000
長期借入金の借入れに による収入		5,000,000	5,200,000
長期借入金の返済によ る支出		5,373,237	5,094,106
配当金の支払額		102,418	119,639
財務活動によるキャッ シュ・フロー		1,024,344	3,013,745
現金及び現金同等物に係 る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増 減額(減少:)		140,996	129,668
現金及び現金同等物期首 残高		571,752	712,748
現金及び現金同等物期末 残高		712,748	583,080

【利益処分計算書】

区分	注記 番号	第10期 (株主総会承認日 平成13年6月22日)		第11期 (株主総会承認日 平成14年6月26日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
当期末処分利益			1,610,749		1,251,269
利益処分量					
1. 利益準備金		7,808		-	
2. 利益配当金		68,355		68,355	
		(普通配当1株 につき750円) (記念配当1株 につき250円)		(普通配当1株 につき1,000 円)	
3. 役員賞与金		9,730		10,270	
(うち監査役分)		(1,260)		(1,260)	
4. 別途積立金		1,411,000	1,496,893	1,000,000	1,078,625
次期繰越利益			113,856		172,644

(注) 1. 平成12年12月7日に51,266千円(1株につき750円)の中間配当を実施いたしました。

2. 平成13年12月7日に51,266千円(1株につき750円)の中間配当を実施いたしました。

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>機械設備 5～15年 空中線設備 6～21年 建物 3～31年</p> <p><会計処理方法の変更> 従来、有形固定資産の減価償却の方法は法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法(平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりましたが、当期より、定額法に変更致しました。</p> <p>この変更は、当社の親会社である株式会社ディーディーアイ(旧第二電電株式会社)がKDD株式会社及び日本移動通信株式会社と平成12年10月1日付けで合併したことに加え、当社を含むセルラー会社8社と日本移動通信株式会社により全国統一ブランドのauを平成12年7月に採用するとともに、当社を除くセルラー会社7社が平成12年11月1日付けで合併したことにより、全国シームレスなサービス提供体制が確立し、今後より多様なサービスを提供することが可能となることから、顧客の継続的な維持確保が図られ、収益の安定的な計上が見込まれるため、投下資本を安定的に回収するとともに収益と減価償却費のより適正な対応を図るために実施致しました。</p> <p>この変更により、当期の減価償却費は1,900,205千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>機械設備 6～15年 空中線設備 6～21年 建物 3～31年</p>

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 移動平均法による原価法</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>貯蔵品 同左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(51,192千円)については、全額を特別損失に計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により翌期から費用処理することとしております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理しております。</p>

重要な会計方針

項目	第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
6. ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...金利スワップ ヘッジ対象...借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社は、「金利スワップ等に係る内部管理運用方針」に基づき、将来の金利リスクを回避する目的で行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 事前に金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理の要件を満たしているか判断しております。 なお、当社の行っている金利スワップ取引は金融商品会計基準等に定める特例処理の要件に該当する取引であり事後の検証が不要であるため有効性の評価は行っておりません。</p>	同左
7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

表示方法の変更

<p style="text-align: center;">第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)</p>
<p>従来、売上債権のうち解約債権を「その他の投資等」に含めて表示しておりましたが、当期から解約債権のうち1年を超える債権について「その他の投資等」(53,196千円)に含めて表示しており、また、解約債権のうち1年内の債権(151,958千円)については売掛金に含めて表示しております。</p> <p>なお、前期末において「その他の投資等」に含めて表示していた解約債権は、161,193千円であります。</p>	

追加情報

<p style="text-align: center;">第10期 (自 平成12年 4月 1日 至 平成13年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第11期 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)</p>
<p>(退職給付会計)</p> <p>当期から退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年 6月16日))を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、退職給付引当金 61,975千円が新たに計上されるとともに、退職給付に係る費用は40,004千円、経常利益は11,188千円それぞれ増加し、税引前当期純利益は40,004千円減少しております。</p>	
<p>(金融商品会計)</p> <p>当期から金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年 1月22日))を適用し、貸倒引当金の計上基準、ゴルフ会員権の評価の方法について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,400千円減少しております。</p> <p>なお、当期においては、平成12年大蔵省令第 8号附則第 4項により、その他有価証券のうち時価のあるものについて時価評価を行っておりません。</p> <p>当期末日におけるその他有価証券に係る貸借対照表計上額は98,907千円、時価は98,500千円、評価差額金相当額は239千円及び繰延税金資産相当額は167千円であります。</p>	<p>(金融商品会計)</p> <p>当期からその他有価証券のうち時価のあるものの評価の方法について、金融商品に係る会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成11年 1月22日))を適用しております。この変更による損益への影響はありません。この結果、その他有価証券評価差額金 2,499千円が計上され、繰延税金資産1,744千円が増加しております。</p>
<p>(耐用年数の変更)</p> <p>技術革新の激しい移動体通信事業に対応するため、機械設備のうち無線設備について耐用年数を従来の 9年から 6年に短縮致しました。これに伴い、従来の方法によった場合と比較して、減価償却費は622,910千円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>	
	<p>(携帯電話サービス間における「エンドエンド料金制度」の導入)</p> <p>平成13年 4月 1日より携帯電話サービス間における相互接続通話に対し、「エンドエンド料金制度」を導入致しました。これに伴い、当社はお客様に対し、発信地点から着信地点に至る全通話区間についての料金を設定するとともに、通話料金の総額を音声伝送収入に計上し、また同時に他の携帯電話事業者に対する事業者間接続料金を通信設備使用料に計上しております。この変更により、従来と比べ音声伝送収入が2,180,901千円増加するとともに、電気通信事業営業費用が同額増加しております。なお、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第10期 (平成13年3月31日現在)	第11期 (平成14年3月31日現在)
1. 授権株式数及び発行済株式数	1. 授権株式数及び発行済株式数
授権株式数 250,000株	授権株式数 250,000株
発行済株式数 68,355株	発行済株式数 68,355株
2. 関係会社に対する負債	2. 関係会社に対する負債
買掛金 2,038,062千円	買掛金 1,264,937千円
短期借入金 2,000,000千円	短期借入金 - 千円
未払金 1,650,663千円	未払金 1,683,919千円

(損益計算書関係)

第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 7,891,338千円	1. 関係会社からの移動機仕入高 (販売原価相当額) 8,235,530千円

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)	第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成13年3月31日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成14年3月31日現在)
現金及び預金勘定 712,748千円	現金及び預金勘定 583,080千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金 - 千円	預入期間が3ヵ月を超える定期預金 - 千円
現金及び現金同等物 712,748千円	現金及び現金同等物 583,080千円

(リース取引関係)

第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)				第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)		工具、器具 及び備品 (千円)	車両 (千円)	合計 (千円)
取得価額相当額	448,100	27,297	475,398	取得価額相当額	431,970	26,505	458,476
減価償却累計額 相当額	241,451	14,289	255,740	減価償却累計額 相当額	249,721	17,105	266,826
期末残高相当額	206,648	13,008	219,657	期末残高相当額	182,249	9,400	191,649
<p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低い ため、支払利子込み法によっております。</p>				同左			
2. 未経過リース料期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内			81,381千円	1年内			82,456千円
1年超			138,275千円	1年超			109,192千円
合計			219,657千円	合計			191,649千円
<p>なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定してあります。</p>				同左			
3. 支払リース料及び減価償却費相当額				3. 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料			84,168千円	支払リース料			97,472千円
減価償却費相当額			84,168千円	減価償却費相当額			97,472千円
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前事業年度(平成13年3月31日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

時価のあるその他有価証券については、平成12年大蔵省令第8号附則4項により、記載を省略しております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
1,720	1,520	-

3. 時価のない主な有価証券の内容

時価のないその他有価証券については、平成12年大蔵省令第8号附則4項により、記載を省略しております。

当事業年度(平成14年3月31日現在)

有価証券

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	50,000	53,000	3,000
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	50,000	53,000	3,000
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	48,907	41,664	7,243
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	48,907	41,664	7,243
合計		98,907	94,664	4,243

(注) 前事業年度においては、その他有価証券で時価のあるものについて時価評価を行っておりません。なお、平成12年大蔵省令第8号附則第4項によるその他有価証券に係る貸借対照表計上額は「追加情報」欄に記載しております。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
50,000	-	-

3. 時価のない主な有価証券の内容

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

第10期 (自 平成12年 4月 1日 至 平成13年 3月31日)	第11期 (自 平成13年 4月 1日 至 平成14年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容及び利用目的</p> <p>当社が用いているデリバティブ取引は、変動金利支払の長期借入金の支払利息の固定化を目的とする金利スワップのみであります。なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。</p> <p>ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>ヘッジ手段...金利スワップ</p> <p>ヘッジ対象...借入金</p> <p>ヘッジ方針</p> <p>当社は、「金利スワップ等に係る内部管理運用方針」に基づき、将来の金利にかかるリスクを回避する目的で行っております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法</p> <p>事前に金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理の要件を満たしているか判定しております。なお、当社の行っている金利スワップ取引は金融商品会計基準等に定める特例処理に該当する取引であり事後の検証が不要であるため有効性の評価は行っておりません。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針</p> <p>当社は、デリバティブ取引に関しては、実需に伴う取引に限定し実施することにしており、売買益を目的とした投機的な取引は一切行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引に係るリスクの内容</p> <p>当社が利用する金利スワップ取引については、市場金利の変動による範囲内でのリスクを有しております。取引の相手方については、信用度の高い国内の銀行であり、相手方の契約不履行から生ずる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。</p> <p>(4) 取引に係るリスク管理体制</p> <p>取締役会で承認を受けた資金調達計画の借入金に対して、総務部が金利スワップ契約の締結を行っており、その取引結果については、定例取締役会に報告することになっております。</p> <p>(5) 取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>以下の表における契約額等は、デリバティブ取引における名目的な契約額であるため、必ずしも市場リスクや信用リスクの大きさを測る指標ではありません。</p>	

2. 取引の時価等に関する事項

前事業年度（自平成12年4月1日 至平成13年3月31日）

ヘッジ会計を適用されていないデリバティブ取引はないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、厚生年金基金制度を設けております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第10期 (平成13年3月31日現在)	第11期 (平成14年3月31日現在)
(1) 退職給付債務(千円)	307,448	407,484
(2) 年金資産(千円)	169,568	197,283
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	137,880	210,201
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	-	-
(5) 未認識過去勤務債務(千円)	-	38,134
(6) 未認識数理計算上の差異(千円)	75,905	167,424
(7) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)+(6)(千円)	61,975	80,911
(8) 前払年金費用(千円)	-	-
(9) 退職給付引当金(7)-(8)(千円)	61,975	80,911

3. 退職給付費用の内訳

	第10期 (自平成12年4月1日 至平成13年3月31日)	第11期 (自平成13年4月1日 至平成14年3月31日)
(1) 勤務費用(千円)	38,196	42,303
(2) 利息費用(千円)	6,923	9,223
(3) 期待運用収益(千円)	6,744	7,800
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	51,192	-
(5) 過去勤務債務の費用処理額(千円)	-	459
(6) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	-	5,422
(7) 退職給付費用(千円)	89,567	48,689

4. 退職給付債務の計算基礎

	第10期 (平成13年3月31日現在)	第11期 (平成14年3月31日現在)
(1) 割引率(%)	3.0	2.5
(2) 期待運用収益率(%)	4.6	4.6
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 会計基準変更時差異の処理年数	当事業年度に一括費用処理	-
(5) 過去勤務債務の処理年数	-	14年 (過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)
(6) 数理計算上の差異の処理年数	14年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。)	14年 (各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。)

(税効果会計関係)

1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第10期 (平成13年3月31日現在)	第11期 (平成14年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
固定資産除却費否認		390,236
減価償却費超過額	74,989	69,419
未払事業税否認		105,873
未確定債務否認	55,025	39,297
退職給付費用否認	25,471	33,254
賞与引当金繰入超過額	11,656	17,165
貯蔵品評価損否認	31,212	91,677
その他	4,274	4,621
繰延税金資産計	<u>202,630</u>	<u>751,544</u>

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため省略しております。

【関連当事者との取引】

第10期（自平成12年4月1日 至平成13年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社 ディーディー アイ	東京都 新宿区	141,851	電気通信 事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 -	兼任 4名	移動機の 仕入、通 信設備の 購入及び 保守の委 託等	移動機及び 関連商品の販売	24,136	-	-
								管路及び電力設 備等の賃借料等	112,540	未収入金 等	97,879
								移動機及び 関連商品の購入	9,191,848	買掛金	2,038,062
								セルラーシステ ム等の購入	2,012,356	未払金	1,057,386
								通信設備の購入	1,039,821	同上	193,868
								業務受託及びア クセスチャージ	1,340,804	未収入金	87,402
								支援・指導料	583,461	未払金	90,604
								業務委託回線料	442,031	同上	136,400
								セルラーシステ ム保守料	185,045	同上	44,177
								料金計算業務委 託費	105,849	同上	8,390
								システム開発分 担金	347,140	同上	18,567
								印刷物関連費	93,809	同上	33,648
								出向者給与負担 金	19,506	同上	1,860
								その他	178,469	未払金等	247,817
運転資金の借入	2,000,000	短期借入 金	2,000,000								
当社銀行借入に 対する経営指導 念書の差入	14,904,974	-	-								

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。
2. 当社代表取締役会長奥山雄材は、上記親会社の代表取締役社長を兼務しております。
3. 当社の銀行借入については、株式会社ディーディーアイより各金融機関に対して経営指導念書の差入を受けております。
4. 株式会社ディーディーアイは平成13年4月1日付けでK D D I 株式会社に変更しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 移動機等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
- (2) 支援・指導料については、契約に基づき支払っております。
- (3) 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	関西セルラー電話株式会社	大阪府大阪市	2,000	電気通信事業	なし	兼任 2名	移動機等の仕入	移動機等の仕入	3,656	-	-
親会社の子会社	九州セルラー電話株式会社	福岡県福岡市	1,000	電気通信事業	なし	兼任 2名	移動機等の仕入、販売及び通信設備の保守委託等	移動機等の仕入	68,951	-	-
								通信設備の保守委託等	5,320	-	-
親会社の子会社	中国セルラー電話株式会社	広島県広島市	1,000	電気通信事業	なし	兼任 2名	移動機等の仕入	移動機等の販売	176,545	-	-
								移動機等の仕入	30,927	-	-
親会社の子会社	東北セルラー電話株式会社	宮城県仙台市	1,000	電気通信事業	なし	兼任 2名	移動機等の仕入	移動機等の仕入	3,900	-	-
親会社の子会社	北陸セルラー電話株式会社	石川県金沢市	750	電気通信事業	なし	兼任 2名	移動機等の仕入、販売	移動機等の仕入	34,147	-	-
								移動機等の販売	109,760	-	-
親会社の子会社	北海道セルラー電話株式会社	北海道札幌市	750	電気通信事業	なし	兼任 2名	移動機等の販売	移動機等の販売	1,827	-	-
親会社の子会社	四国セルラー電話株式会社	香川県高松市	750	電気通信事業	なし	兼任 3名	移動機等の仕入	移動機等の仕入	9,021	-	-
親会社の子会社	株式会社エーユー	大阪府大阪市	3,684	電気通信事業	なし	兼任 4名	移動機等の仕入、販売及び通信設備の保守委託等	移動機等の仕入	383,904	買掛金	274,640
								通信設備の保守委託等	3,899	-	-
親会社の子会社								移動機等の販売	288,823	-	-
								通信設備の保守の委託等	42,159	-	-
親会社の子会社	ディーディーアイエンジニアリング株式会社	東京都千代田区	10	保守作業の受託	なし	兼任 2名	通信設備の保守の委託等	通信設備の保守委託等	42,159	-	-
親会社の子会社	ディーディーアイポケット株式会社	東京都港区	75,251	電気通信事業	なし	兼任 2名	PHS通話料	PHS通話料	35	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税額等が含まれておりません。

2. セルラー会社7社は平成12年11月1日付けで合併し、商号を株式会社エーユーに変更しております。

3. ディーディーアイエンジニアリング株式会社は平成13年4月1日をもって京セラコミュニケーションシステム株式会社と合併し、京セラコミュニケーションシステム株式会社となりました。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 移動機等の仕入及び販売については、見積原価により相互交渉のうえ決定しております。

(2) 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

第11期（自平成13年4月1日 至平成14年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	KDDI株式会社	東京都 新宿区	141,851	電気通信 事業	(被所有) 直接 51.51% 間接 -	兼任 5名	携帯電話 端末の仕 入、通信 設備の購 入及び保 守の委託 等	携帯電話端末販 促奨励金	34,771	未収入金	26,671
								管路及び電力設 備等の賃借料等	41,938	同上	1,742
								携帯電話端末及 び関連商品の購 入	7,695,353	買掛金	1,264,937
								au通信システ ム等の購入	2,495,334	未払金	1,333,292
								業務受託及びア クセスチャージ	1,062,497	同上	2,470
								支援・指導料	598,287	同上	43,731
								回収代行手数料	596,191	同上	58,126
								システム開発分 担金	541,040	同上	103,809
								業務委託回線料	361,644	同上	67,172
								システム保守料	224,003	同上	40,262
								印刷物関連費	57,108	同上	10,016
								出向者給与負担 金	50,498	同上	4,380
								その他	172,226	同上	20,656
当社銀行借入に 対する経営指導 念書の差入	10,153,742	-	-								

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税額等を含んでおります。
 2. 当社、代表取締役会長小野寺正は、上記親会社の代表取締役社長を兼務しております。
 3. 当社の銀行借入については、KDDI株式会社より各金融機関に対して経営指導念書の差入を受けております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 携帯電話端末等の仕入及び通信設備の購入については、同社から見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
 (2) 支援・指導料については、契約に基づき支払っております。
 (3) 通信設備の保守の委託については、保守・利用契約に記載の条件により支払っております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社エーユー	大阪府大阪市	3,684	電気通信事業	なし	兼任5名	携帯電話端末等の販売、仕入及びアクセスチャージ等	携帯電話端末等の販売	71,318	-	-
								アクセスチャージ等	289,718	-	-
								携帯電話端末等の仕入等	195,358	-	-
親会社の子会社	ディーディーアイポケット株式会社	東京都港区	75,251	電気通信事業	なし	なし	PHS通話料	PHS通話料	2,101	未払金	286

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税額等が含まれておりません。

2. 株式会社エーユーは平成13年10月1日をもってKDDI株式会社と合併し、KDDI株式会社となりました。

取引条件及び取引条件の決定方針等

携帯電話端末等の仕入及び販売については、見積原価により相互交渉のうえ決定しております。

(1株当たり情報)

第10期 (自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日)		第11期 (自 平成13年4月1日 至 平成14年3月31日)	
1株当たり純資産額	100,152.72円	1株当たり純資産額	115,613.61円
1株当たり当期純利益	21,478.41円	1株当たり当期純利益	17,389.79円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【固定資産等明細表】

資産の種類	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	期末残高 (千円)	減価償却累計 額又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引期末 残高 (千円)
有形固定資産							
電気通信事業有形固定資産							
機械設備 (注) 1	22,636,807	1,808,722	3,688,631	20,756,898	10,376,445	2,820,858	10,380,452
空中線設備	4,374,454	191,092	-	4,565,547	1,546,953	213,318	3,018,594
市外線路設備	32,626	335	-	32,961	25,649	1,784	7,312
土木設備	70,235	392	-	70,627	24,264	1,956	46,362
建物	2,059,185	175,318	4,486	2,230,018	494,752	100,012	1,735,265
構築物	552,301	46,257	-	598,558	236,552	37,818	362,005
機械及び装置	811	-	-	811	729	45	81
工具、器具及び備品	157,920	24,023	11,307	170,635	118,347	21,140	52,287
土地	388,268	-	-	388,268	-	-	388,268
建設仮勘定 (注) 2	342,324	3,250,242	2,410,092	1,182,474	-	-	1,182,474
合計	30,614,933	5,496,384	6,114,517	29,996,801	12,823,696	3,196,934	17,173,105
附帯事業有形固定資産	-	-	-	-	-	-	-
有形固定資産合計	30,614,933	5,496,384	6,114,517	29,996,801	12,823,696	3,196,934	17,173,105
無形固定資産							
電気通信事業無形固定資産							
施設利用権	248,709	-	-	248,709	85,634	12,443	163,074
ソフトウェア	441,432	71,608	-	513,040	320,099	70,884	192,941
借地権	2,000	-	-	2,000	-	-	2,000
電話加入権	14,990	32	-	15,022	-	-	15,022
合計	707,132	71,640	-	778,773	405,734	83,328	373,038
附帯事業無形固定資産	65,070	-	-	65,070	59,001	4,937	6,068
無形固定資産合計	772,203	71,640	-	843,843	464,735	88,266	379,107
投資等							
投資有価証券	103,937	50,000	54,243	99,694	-	-	99,694
長期前払費用	612,232	121,263	25,113	708,380	486,581	86,822	221,798
繰延税金資産	103,913	-	-	496,298	-	-	496,298
敷金・保証金	179,519	22,494	205	201,808	-	-	201,808
その他の投資等	61,746	64,056	58,696	67,106	-	-	67,106
貸倒引当金	58,677	70,266	58,677	70,266	-	-	70,266
投資等合計	1,002,673	187,547	79,581	1,503,021	486,581	86,822	1,016,439

(注) 1. 機械設備の主な増加は、通信所(基地局)の無線設備及び交換設備で、主な減少はPDC方式の設備の除却によるものであります。

2. 建設仮勘定の主な増加は、通信設備の増設及び新設によるものであります。

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,500,000	1,500,000	1.8	-
1年以内に返済予定の長期借入金	4,791,816	3,900,629	1.7	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,896,732	4,893,813	1.7	平成15年～18年
その他の有利子負債	-	-	-	-
合計	13,188,548	10,294,442	-	-

(注) 1. 平均利率は、期末日現在の利率及び借入金残高の加重平均により算出しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,304,431	1,527,584	1,010,358	51,440

【引当金明細表】

科目	期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額		期末残高 (千円)
			目的使用 (千円)	その他 (千円)	
貸倒引当金 (注1, 2)	201,956	179,143	151,802	50,153	179,143
退職給付引当金 (注1, 3)	61,975	48,689	-	29,753	80,911
賞与引当金 (注1)	53,000	61,760	53,000	-	61,760

(注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針4.引当金の計上基準に記載しております。

2. 貸倒引当金の当期減少額の「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

3. 退職給付引当金の当期減少額の「その他」は、年金への拠出による減少額であります。

【資本金等明細表】

区分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
資本金	(千円)	1,414,581	-	-	1,414,581
うち既発行株式	普通株式 (千円)	(68,355株)	(-株)	(-株)	(68,355株)
		1,414,581	-	-	1,414,581
	計 (千円)	(68,355株)	(-株)	(-株)	(68,355株)
		1,414,581	-	-	1,414,581
資本準備金	株式払込剰余金 (千円)	1,614,991	-	-	1,614,991
	計 (千円)	1,614,991	-	-	1,614,991
利益準備金 (注)	- (千円)	56,617	7,808	-	64,425
任意積立金 (注)	別途積立金 (千円)	2,149,000	1,411,000	-	3,560,000
	計 (千円)	2,149,000	1,411,000	-	3,560,000

(注) 当期増加額は、前期決算の利益処分に伴う積立によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

資産の部

(イ) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,106
預金	
普通預金	579,968
別段預金	2,005
小計	581,973
合計	583,080

(ロ) 売掛金

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 365
3,663,348	38,993,503	39,202,577	3,454,274	91.90	33.3

(注) 1. 上記金額には消費税等が含まれております。

2. 売掛金については、その大部分が電気通信事業に係わるものであり、電気通信事業法4条「秘密の保護」との関係において、相手先別の内容は記載しておりません。

(ハ) 貯蔵品

品名	金額(千円)
携帯電話端末機器及び付属品	1,063,416
合計	1,063,416

負債の部
(イ)買掛金

仕入先	金額(千円)
KDDI(株)	1,264,937
その他	2,499
合計	1,267,436

(ロ)未払金

項目	金額(千円)
設備及び工事代金	1,385,071
代理店販売手数料	1,051,082
消費税等	331,482
広告宣伝費	197,211
外部作業委託料	163,838
システム等開発分担金	103,809
その他	492,622
合計	3,725,117

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、10株券及び1株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部
代理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番3号 ユーエフジェイ信託銀行株式会社
取次所	ユーエフジェイ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
代理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、端株制度の適用を受ける会社ではありますが、現在端株は生じておりません。

第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成12年4月1日 至 平成13年3月31日）平成13年6月25日沖縄総合事務局長に提出。

(2) 半期報告書

第11期中（自 平成13年4月1日 至 平成13年9月30日）平成13年12月26日沖縄総合事務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

監 査 報 告 書

平成13年6月22日

沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 親 泊 一 郎 殿

中 央 青 山 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 水 野 訓 康
関与社員

関与社員 公認会計士 高 津 靖 史

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成12年4月1日から平成13年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、下記事項を除き前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

重要な会計方針1. に記載されているとおり、当事業年度に有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更した。この変更は、会社の親会社であるKDD I株式会社（旧社名株式会社ディーディーアイ）とKDD株式会社及び日本移動通信株式会社との合併（合併期日平成12年10月1日）に加え、新ブランドauの採用（平成12年7月実施）及び会社を除くセルラー会社7社の合併（合併期日平成12年11月1日）により、全国シームレスなサービス提供体制が確立し、今後より多様なサービスを提供することが可能となることから、顧客の継続的な維持確保が図られ、収益の安定的な計上が見込まれるため、投下資本を安定的に回収し、並びに収益と減価償却費のより適正な対応を図るためのものであり、正当な理由に基づいているものと認められた。

この変更により、従来の方法に比べ経常利益及び税引前当期純利益は、1,900,205千円増加している。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が沖縄セルラー電話株式会社の平成13年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 重要な会計方針及び追加情報の注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度より、退職給付に係る会計基準及び金融商品に係る会計基準が適用されることとなるため、これらの会計基準により財務諸表を作成している。

以 上

(※) 上記は、当社が提出した有価証券報告書に綴り込まれた前事業年度の監査報告書に記載された事項を電子化したものであります。

監 査 報 告 書

平成14年6月26日

沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 親 泊 一 郎 殿

中 央 青 山 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 水 野 訓 康
関与社員

関与社員 公認会計士 高 津 靖 史

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている沖縄セルラー電話株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が沖縄セルラー電話株式会社の平成14年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。